

南部町こども計画（概要版）（案）

1. 計画期間

- ・令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間）
- ・「南部町こども計画」は、「第 3 期南部町子ども・子育て支援事業計画」及び「南部町こどもの貧困対策推進計画」を一体のものとして策定するものです。
- ・計画期間中であっても、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化など、すべてのこどものニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。→P2

2. アンケートの実施

- ・保護者アンケート結果（令和 6 年 4 月実施、回答 138 件）→P16～22
- ・こどもアンケート結果（令和 6 年 9 月実施、回答 410 件）→P23～38

3. 基本理念、基本目標について

- ・「南部町こども計画」は、「南部町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念等を継承し、地域の宝であるこどもたちが、自然豊かなこの南部町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとであるこの地を愛し、誇りを持てるようなまちづくりを目指すため、基本理念を「こどもまんなか 心豊かでふるさと愛すなんぶっ子」とします。→P42

《基本理念》

こどもまんなか 心豊かでふるさと愛すなんぶっ子

1. 家庭の子育て ～すくすく子育て いきいき親育ち～
2. 地域の子育て ～こどもは地域の宝 地域で子育て南部町～
3. 子育て環境 ～ふるさと子育て環境整備～

- ・基本理念の実現に向け、こども・子育て関連施策を 8 目標に分類します。→P42～43

《基本目標》

1. 地域における子育て支援
2. 保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
3. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 仕事と家庭の両立
6. こどもの安全確保
7. 要保護児童等への対応
8. こどもの貧困解消

4. 南部町こども計画の重点項目(令和7年度～令和11年度)

- ・令和5年4月のこども家庭庁の創立とこども基本法の施行により、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども・子育て支援施策の取り組みが推進されています。
- ・本計画は、町内すべてのこどもの良質な成育環境を保障し、こども・子育て家庭を地域全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の質的拡大・確保」、「地域のこども・子育て支援の充実」、「貧困の解消」を目指します。
- ・こどもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図ります。

《事業計画の重点項目》 ※南部町こども計画に反映

1. こどもの意見聴取と政策への反映(アンケートを実施)→P23～38、P48、P52～56
2. 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援→P8、P68、P76
3. 保育の質の向上と利用枠の見直し(統合保育所の整備等)→P41、P56、P67
4. 地域の「こどもの居場所づくり」の支援→P41、P56、P76
5. こどもの貧困解消に向けた支援→P74～80
6. 相談体制の充実:こども家庭センターの設置・運営→P39、P49

5. 第3期南部町子ども・子育て支援事業計画

「保護者アンケート」や「児童人口の推計」をもとに、事業の利用実績や現在の供給状況、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定します。→P63～73

(新事業) 妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、産後ケア事業

6. 南部町こどもの貧困対策推進計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、「こども基本法」により、本町においても、こどもの貧困解消に向けて各施策に取り組んでいきます。
→P74～80

「こども」の表記について

こども基本法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」と表記していることを踏まえ、こども家庭庁では行政文書等において「こども」表記を推奨しているため、南部町こども計画においても、「こども」表記を使用することとします。なお、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除きます。